

2010年9月30日

中華人民共和國
國務院國家知的財産権局御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「特許行政法律執行規則(意見募集稿)」についての意見

日本機械輸出組合は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や海外直接投資を行っている大手企業、中堅企業約270社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の特許に係わる制度について強い関心を持っております。この度パブリックコメントを募集されている「特許行政法律執行規則(意見募集稿)」について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 特許業務管理部門が、区、県級人民政府が設立した特許管理部門に委託を行う場合における回避及び忌避

(1) 関連条項

第5条第1項 特許業務管理部門は、当地の実情に基づいて、実際の処理能力を有する、区、県級人民政府が設立した特許管理部門に特許冒用行為の取締及び特許紛争の調解を委託することができる。

(2) 意見

第5条第1項により、特許業務管理部門が、区、県級人民政府が設立した特許管理部門に委託を行う場合における受託者の事件担当者についても、回避及び忌避に関する規定をおいていただきたい。

(3) 理由

第6条第1項では、特許業務管理部門が指定派遣する場合の事件担当者に対する回避及び忌避に関する規定がある。第5条第1項により特許業務管理部門が「区、県級人民政府が設立した特許管理部門に特許冒用行為の取締及び特許紛争の調解を委託」した場合における受託者の事件担当者については、回避及び忌避に関する規定はない。

2. 特許侵害紛争の処理に係る答弁書の提出期限

(1) 関連条項

第11条 特許業務管理部門は、立件した日から7日以内に申立書及びその添付文書の副本を被申立人に送達し、これを受領した日から15日以内に答弁書を提出し、かつ申立人の数に応じて答弁書の副本を提供するよう求めなければならない。被申立人が期間内に答弁書を提出しない場合も、特許業務管理部門による処理の進行に影響を及ぼさない。

被申立人が答弁書を提出した場合、特許業務管理部門は、受領した日から7日以内に答弁書の副本を申立人に送達しなければならない。

(2) 意見

特許業務管理部門が被申立人に申立書及びその添付文書の副本を送付し、被申立人がこれを受領した日から「15日以内」に答弁書を提出するよう求めなければならない点に関し、外国企業または外資系企業が被申立人となる場合は、答弁書の提出に十分な期限を設定していただきたい。

(3) 理由

外国企業または外資系企業が被申立人となる場合、翻訳に要する時間や、現地法人と本社とのやり取りに要する時間等が必要となるため、「15日以内」では不十分である。

3. 口頭審理期日等の通知期限

(1) 関連条項

第14条 特許業務管理部門は、特許権侵害紛争を処理するにあたり、事件の必要に応じて口頭審理を行うか否かを決定することができる。特許業務管理部門が口頭審理を行うことを決定した場合には、口頭審理の少なくとも3日前までに口頭審理の日時、場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合、又は許可を得ることなく途中退出した場合、申立人については申立の取下げとして処理し、被申立人については欠席として処理する。

(2) 意見

特許業務管理部門が、特許侵害紛争を処理するにあたり口頭審理を行う際に、口頭審理の少なくとも3日前までに口頭審理の日時、場所を当事者に通知しなければならない点に関し、外国企業または外資系企業が当事者となる場合は、口頭審理の準備に十分な期限を設定していただきたい。

(3) 理由

外国企業または外資系企業が当事者となる場合、翻訳に要する時間や、現地法人と本社とのやり取りに要する時間等が必要となるため、「3日前」では不十分である。

4. 聴聞開催請求権を告知する要件としての「比較的金額の大きい」の意味

(1) 関連条項

第29条第2項 特許業務管理部門は、比較的金額の大きい過料の決定を下そうとする前に、当事者に聴聞の開催を求める権利があることを告知しなければならない。当事者が聴聞の請求をした場合には、法により聴聞手続を行わなければならない。

(2) 意見

「比較的金額の大きい」について、具体的な金額を規定していただきたい。

(3) 理由

「比較的金額の大きい」の意味が不明確である。

5. 特許権侵害紛争処理等の終結期限

(1) 関連条項

第49条第1項 特許業務管理部門による特許権侵害紛争処理、特許冒用取締事件は、立件した日から3か月以内に事件を終結しなければならない。事件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合は、特許業務管理部門の責任者が承認しなければならない。

(2) 意見

「外国企業または外資系企業が申立人または被申立人となる場合」も期間を延長できるようにしていただきたい。

(3) 理由

上記の第11条及び第14条に関する「意見」を採用していただいた場合、外国企業または外資系企業が申立人または被申立人となる事件では、「3か月以内」に事件が終結しないことが予想される。

以上